

地域公益活動の義務化、「社福の9割反対」

－NPO 法人が調査

国会で審議中の社会福祉法改正案に盛り込まれた「地域公益活動の義務化」について、9割余りの社会福祉法人が反対しているとする調査結果を、NPO 法人日本障害者センターが8日までにまとめた。また、社会福祉事業に株式会社などが参入したことで、事業全体が質的に低下したと考える法人は7割近くに達することも分かった。【ただ正芳】

国会で審議中の社会福祉法の改正案には、▽任意設置で諮問機関となっている評議員会を、必置の議決機関とする▽事業継続に必要な最低限の財産を「控除対象財産」、それ以外は「再投下財産」と位置付け、「再投下財産」はすべて社会福祉事業や公益事業に活用する▽運営の透明性を確保するため、定款や貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準の公表を法律上で位置付ける▽役員報酬は定款の定めや評議員会の決議によって決定する－などの内容が盛り込まれている。

こうした改正案の内容が、社会保障審議会福祉部会での議論などを通じて明らかになったことを受け、日本障害者センターでは、昨年12月から今年2月にかけて全国の社会福祉法人に対し、郵送によるアンケート調査を実施。2156件の有効回答を得た。

すべての社会福祉法人に対し、地域公益活動への取り組みが義務化される見通しである点についての質問では、「社会福祉法人の性格上、地域貢献活動はすでに実施しており、あらたな事業を義務付けるのはおかしい」とする回答が38%で最も多く、次いで「新たな地域貢献事業は実施すべきだが、法制化などで強制すべきではない」(31%)、「人的にも財産的にも地域公益活動を行う余裕はない」(24%)などと続き、地域公益活動の義務化に反対する声が93%に達した。一方、義務化に賛成する意見は、全体の1%しかなかった。

■社会福祉事業の市場化「質的低下招いている」が7割

社会福祉事業の市場化による影響について尋ねた質問では、「量的拡大はあるが利用者処遇や職員待遇など質的な面で低下している」と答えた法人が68%を占めた。一方、「営利事業の参入で社会福祉事業は発展している」と答えた法人は5%にとどまった。

また、各法人に「再投下財産」に相当する財産があった場合の活用方法については、「社会福祉事業の質・量の拡充、職員の処遇改善に使うべき」と答えた事業所が79%を占めた。一方、「社会貢献に活用すべき」という回答は5%だった。

8日に記者会見した日本障害者センターの関係者は、社会福祉法人には多額の内部留保があるという前提に立ち、改革の議論が進められた点を問題視。また、現状でも人手が不足しているのに、社会福祉法の改正によって地域公益事業の義務化などが実現すれば、さらに社会福祉事業の質が低下し、支援が必要な人の生活もより困窮する恐れがあると指摘した。

(第3種郵便物認可)



記者会見する障全協・日本障害者センターの「社会福祉法人あり方検討会」の人たち。8日、厚生労働省

社会福祉法
改悪法案

事業を後退させる

障全協・日本障害者センター会見

安倍政権が今国会で

社会福祉法改悪法案の成立を狙うなか、障全協・日本障害者センターの「社会福祉事業のあり方検討会」は8日、厚生労働省内で会見を開き、社会福祉事業を後退させるものだと批判しまし

た。

同法案は、余裕財産があることを前提に社会福祉法人に対し、無報酬で「地域公益事業」を義務付けることなどを盛り込んでいます。障全協の家平悟事務局長は、既存事業の

報酬から「地域公益事業」の財源を出さなければならぬと指摘

し、「福祉の低下につながる」との懸念を示しました。同検討会の澤田透室長は、生活保護や介護保険などの制度を改悪して対象者を縮小し、

対象から外れた人への対応を「地域公益事業」として社会福祉法人に押し付けるものだと批判しました。

障全協の新井たかね副会長は「職員の配置を厚くしても、障害者1人当たりの介助は1日3時間で、入浴は週3日が精いっぱい。外出は月1回2時間だけです」と重症心身障害のある長女(43)の入所施設の実態を告

発。「地域公益事業」の義務付けではなく、報酬の改善を求めました。

山崎光弘さんは、全国の社会福祉法人を対象にしたアンケート調査の結果を紹介。回答数2219件のうち79%の法人が、余裕財産があるなら社会福祉事業の質・量の拡充や職員の処遇改善に使うべきだと答えました。